**育児時短勤務手当金請求に係る添付書類一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 組合員等記号・番号 | － | 所属所名 |  |
| 氏　　　　　　　名 |  | 備　　考 |  |

※　該当するチェック欄に✔を入れ、該当する必要書類を添付してください。

１　請求時に添付する書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック欄 | 確認する要件 | 必要書類 |
| □ | 【初回請求時】  育児時短勤務の申出に係る子が２歳に満  たないこと | ・母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の部分）、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等、子との関係と年齢がわかる書類の写し  ※組合員の被扶養者となっている場合は不要 |
| □ | 育児時短勤務をしていることにより報酬  が減額されていること | ・報酬支給額証明書（育児時短勤務手当金用） |
| □ | シフト制、フレックスタイム制、変形労  働時間制等通常勤務形態と異なること | ・育児時短勤務期間等に係る証明書 |

２　最終請求時に添付する書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック欄 | 確認する要件 | 必要書類 |
| □ | 育児時短勤務の申出に係る子が亡くなったこと | ・戸籍謄本、死亡診断書等、子が亡くなったことがわかる書類の写し |
| □ | 育児時短勤務の申出に係る子が２歳に達したこと | ・母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の部分）、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等、子との関係と年齢がわかる書類の写し  ※組合員の被扶養者となっている場合は不要 |
| □ | 育児時短勤務の申出をした組合員につい  て、産前産後休業、介護休業又は育児休  業をする期間が始まったこと | ・辞令等、産前産後休業、介護休業又は育児休  業をする期間が始まったことがわかる書類の写  し |
| □ | 育児時短勤務の申出をした組合員について新たな育児時短勤務をする期間が始まったこと | ・辞令等、新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類の写し |
| □ | 育児時短勤務の申出に係る子が２歳に達する前に育児時短勤務を終了したこと | ・辞令等、子が２歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し |
| □ | 育児時短勤務の申出に係る子と離縁又は  養子縁組の取消（養子の場合）をしたこ  と | ・離縁届受理証明書等、子と離縁又は養子縁組  の取消をしたことがわかる書類の写し |
| □ | 育児時短勤務の申出に係る子が他の者  の養子となったこと | ・戸籍謄本等、子が他の者の養子となったことがわかる書類の写し |
| □ | 育児時短勤務の申出に係る子と同居しないこととなったこと | ・住民票等、子と同居しないこととなったことがわかる書類の写し |
| □ | 育児時短勤務の申出をした組合員につい  て、民法（明治２９年法律第８９号）第  ８１７条の２第１項に規定する特別養子  縁組の成立について請求した家事審判事  件が、特別養子縁組の成立の審判が確定  することなく終了したこと | ・審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し |
| □ | 育児時短勤務の申出をした組合員につ  いて、児童福祉法（昭和２２年法律第  １６４号）第２７条第１項第３号の規  定によりなされた同法第６条の４第２  号に規定する養子縁組里親である組合  員への委託の措置が解除されたこと | ・里親等委任措置解除通知書等、養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し |
| □ | 育児時短勤務の申出をした組合員について、疾病、負傷又は身体条若しくは精神上の障害により、育児時短勤務の申出に係る子を養育することが出来ない状態になったこと | ・医師の診断書等、子を養育することが出来ない状態になったことがわかる書類の写し |